

し難きの事情あり。若し夫此勞働者の強要に會つてせ  
めて之を擧ぐるが如きは上述の如く徒らに事端を繁か  
らしむるのみならず事後に於ける該制度の運用に比支  
障を來すの嫌ひなりとせむるあり。

前述の理由に基き立法手段に依りて勞働委員會制度  
の設立運用に適當なる標準と規則とを與へ、以て企業  
者及勞働者をして協調の精神に基き親しく交渉協議す  
ることを得しむるは最上機宜に適したる措置なりと信  
ず。乃ち茲に案を具して勞働委員會法の制定を切望す。  
右本會常議員會の議を経て建議候也。

協議會長 徳川家達

大正十年十月十二日

内閣總理大臣

内務大臣  
農商務大臣  
宛（各通）

勞働委員會法案

第一條 本法は常時百人以上の職工又は鑛夫を使用す  
る工場又は鑛山に之を適用す

第二條 企業者は其の經營に係る工場又は鑛山が本法  
の適用を受くるに至りたる時より一年以内に勞働委  
員會を設け其の規則を具して行政官廳に届け出づべ  
し。産業又は地方の状況其の他特別の事情に依り企  
業者は行政官廳の認可を受け一定の期間前項の規定  
に依らざることを得

第三條 勞働委員會は企業者及被僱勞働者相互間の理